国家戦 略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律 (平成二十七年七月十五日法律第五十

六号) (抄)

(構造改革特別区域法の一部改正)

第二条 構造改革 特別 区域 法 伞 成十四年 法律第百八十九号) *(*) 部を次のように改正する。

第十九条の次に次の一条を加える。

(通訳案内士法の特例)

第十九条の二 地方 公共 団 体が、 その設定する構造改革特 莂 区域 E お いく て、 地 域 固 有 0 観光  $\mathcal{O}$ 魅 力 に 0

7  $\mathcal{O}$ 通 訳案内 (通 訳案内: 士法 (昭 和二十四 年法律第二百十号) 第二条に 規定する通 訳案内 を いう。 以下

この 条に おいて同じ。) に対する外国人観光旅客の需要の 動 前その 他の事 情からみて、 地 域 限 定 特 例 通

訳案内士 (次項に規定する地域限定特例通訳案内士をいう。 以下この項において同じ。) の育成、 確 保

(以下この項及び別表第九号の二において

「地域

限定特例通訳案内士育成等

事

業

及び活用を図る事業

という。 を実施することが、 通訳案内士と連携して外国人観光旅客の 需要の多様化に的 確 に対応し、

地域における観光の振興を図るため必要であると認めて内閣 総理大臣 の認定を申請 Ļ その認定を受け

たときは、 当該認定の日以後は、 当該地域限定特例通訳案内士育成等事業に係る地域限定特例通訳案内

士 については、 次項から第十四項までに定めるところによる。

2 地 域限定特例通訳案内士は、 その資格を得た構造改革特別区域の区域において、 報酬を得て、 通訳案

内を行うことを業とする。

3

地 域 限定特例 通訳案内士については、 通訳案内士法の規定を適用しない。

認定を受けた地方公共団体が行う当該認定に係る構造改革

特別

区域の特性に応じた通訳案内

に関する研修を修了した者は、 当該構造改革特別区域 の区域にお *(* ) て、 地域 限定特例通訳案内士となる

資格を有する。

4

第

項  $\widehat{\mathcal{O}}$ 

5 次の各号のいずれかに該当する者は、 地域限定特例通訳案内士となる資格を有しない。

年以上の懲役又は禁錮 の刑に処せられた者で、 刑の執行を終わり、 又は刑の執行を受けることが

なくなった日から二年を経過 しない もの

第九項にお いて準用する通 訳案内士法第三十三条第一項の規定により業務の禁止の処分を受けた者

で、 当該処分の日から二年を経過しないもの

 $\equiv$ 通訳案内士法第三十三条第一項の規定により通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、 当該処

分の日から二年を経過しないもの

兀 奄 美群 島 振 興開発特別措置 法 (昭 和二十九年法律第百八十九号) 第十七条第九項において準用する

通 訳 案内 士法第三十三条第一 項 の規定により 奄美群 島 特例通 訳案内士 の業務の禁止 一の処分を受けた者

で、当該処分の日から二年を経過しないもの

五.

小

笠

原

諸

島

振

興

開

発特

別措

置

法

(昭

和

兀

+

应

年法律第七

十九号)

第十七条第

八項に

お

1

て準

用

する

通 訳案内 士法第三十三条第 項  $\bigcirc$ 規定に により 小 笠原諸 島 特例 通 記案内 士 一の業務  $\mathcal{O}$ 禁止  $\mathcal{O}$ 処分を受けた

者で、当該処分の日から二年を経過しないもの

六 外国 人観光旅客の 旅行 の容易化等 0 促 進による国際観光の振興に関する法律 (平成九年法律第九

第二十四条第三項にお いて準用する通訳案内士法第三十三条第一 項の規定により地 域 限 定 通 訳

案内 士 の業務の禁止の処分を受けた者で、 当該処分の日 から二年を経過 しない t

七 中 心 市 街 地 の活性化に関する法律 (平成十年法律第九十二号) 第三十六条第九項にお て準 用する

通 訳案内士法第三十三条第一 項の規定により中心市街地特例通訳案内士 0) 業務の禁止の処分を受けた

+

者で、当該処分の日から二年を経過しないもの

八 沖縄 振興特別措置法 (平成十四年法律第十四号)第十四条第八項において準用する通訳案内士法第

三十三条第一 項の規定により沖縄特例通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、 当該処分の 日 か

ら二年を経過しないもの

九 福 島 復興 再生 一特別措置法 (平成二十四年法律第二十五号) 第六十三条第八項にお いて準用する通訳

案内 士法第三十三条第 項 の規定により福島特例 通訳案内士 の業務の禁止 の処分を受けた者で、 当該

処分の日から二年を経過しないもの

6

地 域 限 定特例 通 訳案内士 は、 その資格を得た構造改革特別区域の区域以外において、 報酬を得て、 通

訳案内を業として行ってはならない。

7 地域限定特例通訳案内士は、その業務に関して地域限定特例通訳案内士の名称を表示するときは、そ

0 資格を得た構造改革特別区域の区域を明示してするものとし、 当該構造改革特別区域以外の区域を表

示してはならない。

8

通訳案内士法第三章の規定は、 地域限定特例通訳案内士の登録について準用する。 この場合にお いて

条 区域 公共団 第二十五条第一項第三号中 か する第十八条」 地方公共団体 項 ら第二十七条までの 同 (見出しを含む。) とあるのは 計 及び第二十二条中 法第十八条、 同法第二十六条中 体 画 におい が二以上である場合にあつては、 (構造改革特別区域法第十九条の二第一項の認定を受けた地方公共団体をい と て定め 「地域限定特例通訳案内士登録簿」と、 第十九条(見出しを含む。)及び第二十七条 同 中 た 「第二十一条第一項」とあるのは 規 法第二十条第一 「第十八条」 定中 「通訳案内士登録証」 の地方公共団 「第四条各号」 「都道 とある 府県知事」 項、 体 とあるのは 0 当該認定を受けた同法第四 第二十一 をいう。 は とあるのは とあるの 「構造改革 条、 以下この章 「構造改革特別区域法第十九条の二第五項各号」 同法第十九条中 は 第二十二条、 「構造改革特別区域法第十九条の二第八項にお 特 地 「認定地 莂 に 域 区 (見出しを含む。) 限 域法第十九条の二第 お 定特例 方公共団体の長」 いて同じ。)」 第二十三条第 [条第 「都道府県」とあるのは 通訳案内士登録 項に規定する構 と、 中 と、 項及び 八項 「通訳案内士登録 同法第二十条第 V) 同 12 証」と、 造改革 第二十 法第二十二 お 当 該 1 7 「認定 同法 準 特 匝 地 莂 方 用

通 訳案内士法第四章 の規定は、 地域限定特例 通訳案内士の業務について準用する。 この場合にお

7

9

1

7

準

用する第二十一条第一項」

と読み替えるものとする。

中 体 に 法 お 二以上である場合にあ V) お 同法第三十二条第一項中 この (構造: て定め いて準用する第三十五条第一項」と、 改革 匝 法 律 た 条中 特 又 は  $\mathcal{O}$ 別区域法第十九条 都道 この 地方公共団体を 法 府 つては、 県知 律 「第三十五条第一項」とあるのは とあ 事 当該 の二第 とあ いう。 るの 認定を受け は る 以下こ  $\mathcal{O}$ 構 項の は 同条第二項中 造改革 この章に た同じ 「認定地 認定を受けた地方公共団体をい 法第四 特 方 別 お 公共 区域 \ \ 「都道 条第一 て同じ。 寸 法 「構造改革特別区域法第十九条の二第十項 体 又は 府県知事」 0 項に規定す 長 同 の長」 法 と読 と、 とあるの と、 る構造改革特 み替えるも V) 同 同 項 当該 法第三十三条第 は 同 「認定: · 条第 地方 のとする。 別 公共 地方公共 二項 区 域 計 寸 及 び 画 体 団 に 項 が

10 0 第一 1 定を受けた同 第三項 て、 通 項 訳  $\widehat{\mathcal{O}}$ 案内 同条第 にお 認定を受けた地方公共団体をい 士 法 法第四条第 て同 項 中 第三十 「観光庁長官」とある 五 条の の長」 項に規定する構造改革特別区域計画にお 規 定 と は、 地 同条第三項中 i, 域 0 限 当該 は 定 特 「認定地方公共団 地 例 方公共団体が二以上である場合にあつては 通 「観光庁長官」 訳 案 内 士  $\mathcal{O}$ 体 寸 体に とあるの いて定めた一の (構造改革特別区域法第十九 つい は て準 「認定地方公共団 用する。 地方公共団 この場合 体 当該 体 を 条の二 に  $\mathcal{O}$ 長 う 認 お

と読み替えるものとする。

次の各号のいずれかに該当する者は、 五十万円以下の罰金に処する。

11

- 一 第六項の規定に違反した者
- 偽りその 他不正の手段により地域限定特例通訳案内士の登録を受けた者
- $\equiv$ 第九項にお V て準用する通 訳案内士法第三十三条第一 項の規定による業務の停止の処分に違反した

者

- 12 次の各号の いずれかに該当する者は、 三十万円以下の罰金 に処する。
- 一 第七項の規定に違反した者
- 第九 項に お 7 て準 用 する通 訳案内士法第三十条の規定に違反した者
- 三 第九項におい て準用する通訳案内士法第三十四条の規定による報告をせず、 又は虚偽の報告をした

者

- 13 第十項において準用する通訳案内士法第三十五条第一項の団体が同項の規定による届出をせず、 又は
- 14 虚偽 第九項におい  $\mathcal{O}$ 届出をしたときは、 て準用する通訳案内士法第二十九条第一 その 団体の代表者又は管理者を三十万円以下の 項又は第二項 の規定に違反した者は、 過料に処する。 十万円以

下の過料に処する。

第二十八条の二の次に次の一条を加える。

(道 路 備特 別 措置法及び民間資 金等 の活用による公共施設等の整備等の 促進に関する法律 -の特

第二十八条の三 地方公共団体が、 その 設定する構造改革 特 別 区域に おい て、 公社管 理 道路 地地 方道 路 公

社 (地 方道 路 公社法 (昭 和四十五 年法律第八十二号) 第一 条の 地方道 路 公社 をいう。 以 下 この 条 に お 1

て同 が 道 路 整 備 特 別 措 置 法 (昭 和三十一 年法律第七号) 第十条第 項  $\mathcal{O}$ 許 可を受け て新設 又

は

改築し

た道

路であ

0

て、

同法

第

+

匝

条

 $\mathcal{O}$ 

規定により

維

持

修

繕

及び

災害復

旧

を行

\ \

又

は

同

法第

十

五

条第 項  $\mathcal{O}$ 許 可を受けて 維 持、 修 繕 及び災害復 旧 を行うも  $\mathcal{O}$ を \ \ う。 以下この 条に お いて 同 ľ 0 交

通 O状 況及びその近傍に立地する商業施設その 他 の施設  $\mathcal{O}$ 利用 の状況に照らし、 当該施設を運営する事

業と連携して民間 事業者が公社管理道 路運営事 業 (公社管理道路  $\mathcal{O}$ 運営等 (民間資金等の活用による公

共施 設等 の整: 正備等の 促進に関する法律 (平成十一 年法律第百十七号。 以下この条及び第三十条第 項に

お 7 7 「民間 資 金法」 という。 第二条第六項に規定する運営等をい . う。 以下この 項にお て同じ

であって、 当該公社管理道路 の利用に係る料金 (以下この条にお *(* ) 7 「利用料金」 という。 を当該 運

後は、 施 係る公社 図るため必要であると認めて内閣 十八号の三において同じ。)を実施することが、 営等を行う者が自らの収入として収受するもの及びこれに附帯する事業をいう。 設等 運 営権 管理 該 地方道 道 民 路 路公社 間資 運営事業 金法第二条第七 は、 (以下この条に 民間資金法第十九 総理大臣 頃に 規定する公共施設等 お の認定を申請 1 条第一 7 当該公社管理道路 「認定公社管 項の規定により公社管理道 Ļ その認定を受けたときは、 運営: 理道 権 路 の通行者及び利用者 運営 をいう。 事 業 路 という。 以下この項及び別表第 をいう。 運営権 当  $\mathcal{O}$ 該 利 以下この 当 便 に係る 認 該 定 0 認 増  $\mathcal{O}$ 条 公共 定に 日 進 以 を

運 第 お 営 1 項 て同 権者」という。  $\mathcal{O}$ 規定に ľ を設定する場合に か かわらず、 に当該認定公社管理道路運営事業に係る利用料金を自らの収入として収受させる 当該 は、 公社管理道路運営権を有する者 道路: 整備 特別 措置法第十条第 (以下この条に 項、 第十 お 条第 いて「公社管 項 及び 第 理 十 道 五 )路

ŧ

2 費用、 8 る場合における民間 地 方道 を徴収する場合には、 路公社が民間資金法第五条第一 資 金法第十七条 その旨 (あらかじめ徴収金額を定める場合にあっては、  $\mathcal{O}$ 規定の 項の規定により認定公社管理道路運営事業に係る実施 適 用 については、 同 条第四 号中 「第二十条 費用を徴収する旨及  $\mathcal{O}$ 規定に 方針を定 り

びその金額)」 十 項に規定する公社管理道路運営権の設定の対価を徴収する旨及びその金額」とする。 とあるのは、 「構造改革特別区域法 (平成十四年法律第百八十九号) 第二十八条の三第

3 施設 公共施設 公社管理道路運営権者が民間資金法第二十二条第一 等の 利 等運営権実施契約を締 用 に係る る約款を定める場合には、 結する場合における同項の その 決定手続 項の規定により認定公社管理道路運営事業に係る 規定 及び公表方法」 の適用につい とあるの ては、 は、 同 項第三号中 供 用 約 款 「公共  $\bigcirc$ 決

定手

続及び公表方法並

びに利用

料

金の

公表方法」とする。

4 社 同 が 構 条第二 公社 国土交通大臣の認可を受けて定めた利用料金の上限 造改革特 管 理道 項  $\mathcal{O}$ 莂 規 路 流定の適 区域法 運営権 用 者 (平成十四年法律第百八十九号) に が っつい 民 間 て 資 は、 金法第二十三条第 同 項中 実施 方針 項 第二十八条の三第五項の規定により特定道 の範囲内で」とする。 に  $\mathcal{O}$ 従 規定により利 とあるの 用 は、 料 金を収受する場合に 実 施 方針 に 従 V) お 路 カコ け 公 Ź 0

収期間、 公社管理道路運営権者が民間資金法第二十三条第 公社管理道 を定め、 路運営権を設定した地方道路公社 国土交通大臣 の認可を受けなければならない。 (以下この条にお 項の 規定により収受する利用料金の上限及びそ これを変更しようとするときも、 いて 「特定道路公社」という。) 同 様 は  $\overline{\mathcal{O}}$ لح 徴

5

する。

6 国土交通大臣は、 前項に規定する利用料金の上限及びその徴収期間が道路整備特別措置法第二十三条

第一項 (第五号に係る部分に限る。 )に定める基準その他政令で定める基準に適合するものであると認

める場合に限り、前項の認可をすることができる。

7 第五 項  $\mathcal{O}$ 認可 に つい て は、 道路整備 特別措置法第十条第六項及び第十六条の規定を準用する。

8 地 方道 路 品公社が 民間 資金法第十九条第 項  $\hat{O}$ 規定により公社管理道路運 営権を設定する際 現 に道 路 整

備 特 別 措置法第十条第 項若しく は 第四 項、 第十 条 第 項若しく は 第四 項又は第十五 条第 項 若

は 第四 項  $\widehat{\mathcal{O}}$ 対規定に対 より 許 可を受けてい る料な 金の 額 及びその 徴 収 期 間 (認定公社管理道路運営 事 業を 開 始

特定道路公社が第五項の規定により認可を受けて定めた利用料

金

の上

限及びその徴収期間とみなす。

する日以後

の期

間

に限る。)

は、

9 特定道 路公社は、 公社管理道路運営権者から民間資金法第二十三条第二項の規定による届出を受けた

ときは、 当該 届 出 の内容を国土交通大臣及び当該公社管理道路運営権者に係る公社管理道路 の道路 管 理

者に通知するとともに、 国土交通省令で定める方法で公告しなければならない。

- 10 特定道 路公社は、 民間資金法第十九条第一項の規定により公社管理道路運営権を設定したときは、 公
- 社 理道 路運営権者から当該公社管理道路運営権 の設定 の対価 を徴収 しなければなら な
- 11 れ を変更しようとするときも、 特 定道 路 公社 には、 前 項に規定する対 同 様 とする。 価  $\mathcal{O}$ 額を定め、 国土交通大臣 の認可を受け いなければ ば ならな
- 12 玉 土交通大臣 は、 第十 項 に規定する 対 価  $\mathcal{O}$ 額 が、 特定道 路 公社が 収受する公社管理道路 運営権 に係 る
- 公社 維 管理 持 修 道 路 繕 に そ 係  $\mathcal{O}$ る占用 他  $\mathcal{O}$ 管 理 料 そ に 要す  $\mathcal{O}$ 他 る費用  $\mathcal{O}$ 収 入で政 で 政 令で定め 令で定め る るも Ł  $\mathcal{O}$ 0) を、 と併 当 せ 該 て、 公社 当該 管 理 公社管 道 路 理 12 係 道路 る 利  $\mathcal{O}$ 新 用 設、 料 金 改  $\mathcal{O}$ 徴 築
- 収 期 間  $\mathcal{O}$ 満 了  $\mathcal{O}$ 日 まで 12 . 償う, t  $\mathcal{O}$ であ ると認め る場合 合に 限 り、 前 項  $\mathcal{O}$ 認 可 をすることができる。
- 13 道 特定道 路 整 備 特別 路公社が 措 置 法第十条第四項、 民間資金法第十 九 第十 条第 -四条、 項  $\widehat{\mathcal{O}}$ 第十五条第四項、 規定により公社管理道路運営権を設定 第十七条第三項、 第二十 した場合に 匹 [条第 お 項 け Ź カン
- ら 項まで、 第二十五条第一 項及び第五十二条の 規定 の適用 に うい ては、 同 法第一 十条第 匹 項 中 第
- 第五号又は第六号」 とあ る のは 「又は第二号」と、 同 法第 + 匹 条中 料料 金 とある  $\mathcal{O}$ は 構 造 改
- 革特 莂 区 域 法 平 成十四年法律第百八十九号)第二十八条の三第一 項に規定する利用料金 ( 以 下 「利用

公社管 利用 収  $\mathcal{O}$ 号」と、 料金」という。)」と、 を は 料金」 とあるの 理道路運営権者をいう。 構造改革 同法第十七条第三項、 と は 特別区域法第二十八条の三第一項の 同法第二十四条第三項中 「当該公社管理道路 同法第十五条第四項中 第二十四条第一項及び第二項並びに第五十二条中 以下同じ。 運営権 この 者、 に利 法律の規定により料金を徴収することができる」とあ が 一、 利 用料金を収受させることとしている」と、 第二号、 用料 規定により公社管理道路運営権 金 の徴収を」と、 第四号又は第五号」とあるのは 「料金の 「料金」とあるのは 徴収 者 (同 施 設 項 (に規・ 「又は第二 料 と 定する あ 金 る  $\mathcal{O}$ 徴  $\mathcal{O}$ 

二十五 は 「利 条第一 用 「その額及び」とあるのは 料 金 項中  $\mathcal{O}$ 徴 収 料 施 金を徴収 設 と しよう」とあるの 料 「その」と、 金を徴収される」 「当該料金の額又は」とあるのは は 「公社管理道 とあ るの は 路 利 運営権者に利 用 料 金を徴収される」 用料。 「当該」とし、 金を収受させ 同 同 法第 よう 法 第

第百十七号) 第三十条第 項中 を 「民間 「民間資金等 資 金法」 に改め、 の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律 「及び次条」 を削っ る。 (平成十一年法律

十一条第四

項

の規定は、

適用

しな

別表第九号の次に次のように加える。

_	た	第一						
(略)			施行期日)	附則	十八の三	別表第十八号	九の二	
第二条中構造改革特別区域法第二十八条の二の次に一条を加える改正規定、同法第三十条第一(略)	に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。	公布の日から起算して三月を超えない範囲内に			民間事業者による公社管理道路運営事業	の二の次に次のように加える。	地域限定特例通訳案内士育成等事業	
		める日から施行する			第二十八条の三		第十九条の二	
	一 (略)	次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行す	一 (略) ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行す 一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内に	一(略)	一(略) 「、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行す(施行期日) 「、 の法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内に(施行期日)	一(施行期日) 一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内に (施行期日) 民間事業者による公社管理道路運営事業	一(略)   民間事業者による公社管理道路運営事業	九の二   地域限定特例通訳案内士育成等事業

三

(略)

ない範囲内において政令で定める日

正規定及び同法別表第十八号の二の次に次のように加える改正規定

公布の日から起算して一月を超え